

北海道消費生活条例（関係分抜粋）

第5章 北海道消費生活審議会

（設置）

第37条 道民の消費生活の安定及び向上を図るため、知事の附属機関として、北海道消費生活審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第38条 審議会は、知事の諮問に応じ、道民の消費生活に関する事項その他この条例の運用に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に建議することができる。

（組織）

第39条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第40条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 消費者を代表する者

(3) 事業者を代表する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第41条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第42条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

北海道消費生活条例施行規則（関係分抜粋）

第5章 北海道消費生活審議会

（会議）

第25条 北海道消費生活審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第26条 条例第42条の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

第27条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第28条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

（会長への委任）

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。